

資料2

業務委託仕様書

# 令和8年度県庁発信力強化事業 業務委託仕様書

## 1 業務の目的

県が実施する各種事業・取組の内容や成果を、県内外に対して効果的・効率的に広報するため、職員の情報発信に係る企画・立案・実行能力の向上を図る。

## 2 業務の委託期間

契約の日から令和9年3月31日まで

## 3 委託業務の内容

### (1) 座学・実践研修の実施

庁内各課室等が運営しているウェブサイトやSNSなどのほか、動画や紙媒体などの各種広報手段を活用した情報発信のクオリティを向上させるため、職員を対象とした座学・実践研修を行うこと。

・研修内容については、主に次のとおりとし、詳細の内容を提案すること。

#### ① 広報概論・戦略立案

広報活動における基礎理論、ニーズ調査手法、ターゲット設定、パブリック・リレーションズ（PR・第三者発信）の手法や考え方

#### ② クリエイティブ：デザイン

紙媒体メインにターゲット目線のデザインスキルの習得

#### ③ クリエイティブ：リール動画撮影および編集スキル

SNS発信に活用できる短尺の広報素材（動画）の撮影・編集技術の習得

#### ④ クリエイティブ：写真撮影および編集スキル

クオリティの高い広報素材（写真）の撮影・編集技術の習得

#### ⑤ AIを活用した広報（生成AI等の活用）

生成AIを活用したキャッチコピー作成、校正、画像生成等の効率化手法の習得  
AI活用における著作権や個人情報保護に関する法令遵守の徹底

#### ⑥ デジタルマーケティングの実践と運用

デジタルマーケティングの基礎知識、最新のSNSのトレンド、SNSやWeb広告を活用した効果的な情報発信手法、SNSやWebサイトのインサイト分析、SNSの媒体ごとの特性、SNSやWebサイトの運用上のリスク管理

・講師は、上記の内容について研修を行った実績のある者をテーマごとに提案すること。

・研修は、原則として90分一コマとし、1つのテーマにつき1日に4コマ、計6日間程度行うこと。

・研修内容の性質に応じ、対面・オンラインのハイブリッド形式により実施すること。

・研修の内容を撮影し、座学部分を中心とした編集を行うことで、事後の研修（オンデマンド配信）等に使用できるようにすること。その際、各回の動画データについては、研修終了の都度、速やかに県に提供すること。

・座学と実践研修の実施割合が偏らないようにすること。

- ・研修に使用する会場、資料、必要な資材・機材等は受託者が手配すること。
- ・各回研修終了の都度、受講者アンケートを実施し、集計・分析結果を報告すること。
- ・初回の研修内容は「①広報概論・戦略立案」とし、各回の実施時期及び第2回以降の開催順については、その都度、県と協議して決定すること。
- ・パブリック・リレーションズやデジタルマーケティングなど、マーケティング視点を踏まえた効果的・戦略的な情報発信のスキル・ノウハウの提供を特に意識すること。
- ・写真撮影はじめクリエイティブ作成に関する研修は、県が運営している SNS 等の対外発信に直接活用できる実践的な内容とすること。
- ・開催に伴う通知、受講者の募集、事後の研修（オンデマンド配信）等の事務は県が行う。

## (2) 成果品の納入

ア 各回ごとの研修終了後20日以内に、次のものを提出すること。

- ・研修の内容を撮影・編集し、事後の研修（オンデマンド配信）等に使用できるようにした動画データ（MP4形式）
- ・研修に使用した資料・教材（PDF形式）  
※資料・教材については、研修終了後も庁内における広報マニュアルとして活用可能な内容・形式とすること。
- ・実施報告書（アンケート集計・分析結果含む）

イ 委託業務終了後の県が指定する期日までに、次のものを提出すること。

- ・（1）により実施した研修の一覧表（講師名、参加者数等の概要を含む）
- ・その他県が必要と認める事項に関する報告

## 4 その他

### (1) 再委託等について

- ・受託者は、本業務の全てを第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
- ・受託者は、本業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は再委託先の概要と責任者を明記し、再委託する業務の内容、再委託金額、再委託する理由を事前に書面により提出して県の承認を得ること。

### (2) 権利の帰属等

- ・本業務による成果物の権利は県に帰属することとする。
- ・受託者は、県の承諾なしに本業務により制作された成果物及び資料を他に流用してはならない。

### (3) 機密の保持

- ・受託者は、業務の遂行上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

### (4) 関係法令の遵守

- ・受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む。）を処理する上で、著作権、肖像権、個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。

### (5) その他

- ・企画提案書等に記載された事項は、本業務の契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的を達成するために修正する事項がある場合には、県と受託者

との協議により契約段階において項目を追加、変更又は削除を行うことができるものとする。

- 契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。
- 本仕様書に定めのない事項や業務上疑義が生じた場合は、県と受託者で協議のうえ決定する。